

令和 6 年 度

唐津市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

唐 津 市 監 査 委 員

唐監査第314号

令和7年9月5日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の送付について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を送付します。

唐津市健全化判断比率審査意見書

第 1 準拠基準

唐津市監査基準

第 2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和 6 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 2 日から 9 月 2 日まで

4 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

5 審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

第 3 審査の結果及び意見

1 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。

健全化判断比率名	比 率	早期健全化基準
(1) 実 質 赤 字 比 率	—	11.59 %
(2) 連結実質赤字比率	—	16.59 %
(3) 実 質 公 債 費 比 率	14.3 %	25.0 %
(4) 将 来 負 担 比 率	117.5 %	350.0 %

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和6年度において、一般会計等における歳入歳出差引額は 2,832,322千円で、継続費、繰越明許費等による翌年度に繰り越すべき財源 1,047,387千円を差し引いた実質収支額は 1,784,935千円の黒字となり、実質赤字額は生じない。そのため、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名			実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計		1,635,706
	一般会計等に属する特別会計	有線テレビ事業特別会計	141,849
		介護保険特別会計(普通会計分)	7,380
		後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0
計			1,784,935
標準財政規模			35,447,284
実質赤字比率			—

※ 実質赤字比率 (%) : 一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模 × 100

(2) 連結実質赤字比率について

令和6年度において、一般会計、特別会計及び公営企業会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 26,087,648千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。そのため、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

連結実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、％)

会 計 名		実質収支額	資金不足 ・ 剰余額
一般会計等	一般会計	1,635,706	—
	有線テレビ事業特別会計	141,849	—
	介護保険特別会計(普通会計分)	7,380	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	473,411	—
	介護保険特別会計(普通会計分除く)	171,284	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分除く)	3,675	—
法適用企業	水道事業会計	—	2,375,376
	工業用水道事業会計	—	269,831
	下水道事業会計	—	201,917
	市民病院きたはた事業会計	—	599,516
	モーターボート競走事業会計	—	20,207,703
法非適用企業	国民宿舎特別会計	—	0
実質収支額等小計		2,433,305	23,654,343
連結実質収支額合計		26,087,648	
標準財政規模		35,447,284	
連結実質赤字比率		—	

※ 連結実質赤字比率（％）：連結実質赤字額／標準財政規模×100

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、使途が特定されている特定財源を除き、使途が特定されていない毎年度の経常的収入である地方税などの財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを合わせた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を、過去3か年の平均値として算出するものである。

令和6年度の実質公債費比率は 14.3%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

実質公債費比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債元利償還額 ①	8,315,043	8,231,253	8,408,216
公債費に準ずると認められる額 ②	2,832,413	2,824,126	2,633,052
特定財源 ③	252,040	249,357	211,907
基準財政需要額算入額 ④	7,001,869	6,747,992	6,693,188
標準財政規模 ⑤	34,709,384	34,670,896	35,447,284
単年度実質公債費比率	14.05231	14.53298	14.38464
実質公債費比率(3か年平均)	14.3		

※ 単年度実質公債費比率(%)： $(①+②-③-④) / (⑤-④) \times 100$

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高、公営企業債等償還財源繰入見込額、退職手当負担見込額等から、基金などの地方債償還等に充てることができる財源等を差し引いた実質的な将来負担額の財政規模に対する割合である。

令和6年度の決算に基づく将来負担比率は 117.5%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、前年度の 111.1%に比べ 6.4ポイント上昇している。

将来負担比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	金 額 等
将来負担額 ①	126,856,308
一般会計等地方債現在高	85,684,727
債務負担行為に基づく支出予定額	1,094,717
公営企業債等償還財源繰入見込額	30,304,147
退職手当負担見込額	9,216,209
設立法人の負債額等負担見込額	556,508
連結実質赤字額	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額 ②	20,156,386
充当可能特定財源額 ③	3,048,724
地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ④	69,836,398
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑤	6,693,188
標準財政規模 ⑥	35,447,284
将来負担比率	117.5

※ 将来負担比率 (%) : $(① - (② + ③ + ④)) / (⑥ - ⑤) \times 100$

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率においては、早期健全化基準未達となっており、実質赤字も生じていないことから特に指摘すべき事項はない。

引き続き、財源の確保や既存事業の見直し、市債発行の抑制等による市債残高の着実な縮減などにより、持続可能な財政運営に一層努められたい。

唐津市資金不足比率審査意見書

第1 準拠基準

唐津市監査基準

第2 審査の概要

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

2 審査の対象

令和6年度公営企業の決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和7年8月12日から9月2日まで

4 審査の着眼点

公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に従って作成されているか、計数は正確であるかを主眼として審査を行った。

5 審査の実施内容

審査に必要な関係諸帳簿、資料等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するなど詳細に実施した。

第3 審査の結果及び意見

1 総合意見

審査に付された次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係諸帳簿、資料等を審査した結果、関係法令に適合し、かつ計数は正確であると認められた。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
国 民 宿 舎 特 別 会 計	—	20.0 %
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
市民病院きたはた事業会計	—	20.0 %
モーターボート競走事業会計	—	0.0 %

2 個別意見

資金不足比率とは、公営企業会計等の資金不足額が事業の規模に占める割合を示すものである。

令和6年度の資金不足比率について、対象とするいずれの会計も資金不足額は生じていない。そのため、資金不足比率は算定されないことを確認した。

資金不足比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		資金剰余額	事業の規模
法非適用企業	国民宿舎特別会計	0	137,737
法適用企業	水道事業会計	2,375,376	2,538,315
	工業用水道事業会計	269,831	46,004
	下水道事業会計	201,917	1,794,143
	市民病院きたはた事業会計	599,516	571,703
	モーターボート競走事業会計	20,207,703	94,212,289

※ 資金不足比率（％）：資金不足額／事業の規模×100

※ 事業の規模（千円）：営業収益の額－受託工事収益の額

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。